

大分市産業用地開発支援事業に関する要綱を次のように定める。

令和4年10月18日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市産業用地開発支援事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における企業の立地及び追加投資を促進することにより、産業の集積及び雇用の機会の確保を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的として本市における産業用地の開発を支援する大分市産業用地開発支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 企業の立地が即時に行えるまでに整備された用地であって、産業の集積、雇用の機会の確保等、本市の経済の活性化に資するためのものをいう。
- (2) 分譲地 産業用地内において、分譲を目的として造成された区画をいう。
- (3) 開発事業 本市の区域内において、大分市開発行為指導要綱（平成12年大分市告示第2447号）の規定に従い実施する産業用地の開発をいう。
- (4) 民間開発事業者 開発事業を行う民間事業者をいう。
- (5) インフラ 別表に掲げる施設であって、開発事業に伴い整備されるものをいう。

(6) 支援 第13条第1項に規定する奨励金又は第14条第1項に規定するインフラ整備負担金の交付をいう。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、開発事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 開発する産業用地の面積が、おおむね5ヘクタール以上であること。
- (2) 開発に必要な許認可等を受けていること。
- (3) 市長が適当と認める地域内における開発事業であること。
- (4) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

(支援対象事業者)

第4条 支援の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、支援対象事業を行う民間開発事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 開発に必要な届出その他の手続を完了していること。
- (3) 当該民間開発事業者又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業その他支援の対象として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと。

(5) その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(産業用地開発支援事業の指定等)

第5条 支援を受けようとする支援対象事業者は、開発事業に係る工事（以下「開発工事」という。）の着工前に当該開発事業について産業用地開発支援事業の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、大分市産業用地開発支援事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者概要書（本社、主要な事業所及び事業内容が記載されたものをいう。）
- (2) 商業・法人登記簿（履歴事項全部証明書）（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 産業用地の造成等の実績報告（過去10年間における産業用地の造成及び企業誘致（分譲）等の実績（実施箇所、実施規模、分譲状況及び事業の特徴）が分かるものをいう。）
- (4) 事業計画書（支援対象事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳及び当該支援対象事業について開発許可を受けていることが分かるものをいう。）
- (5) インフラ整備計画書（インフラの整備場所、工程、工事費内訳及び工事数量が分かるものであって、インフラの図面が添付されたものをいう。）
- (6) 土地利用計画図（産業用地、道路、緑地、排水施設等を明記したものをいう。）
- (7) 開発事業に関する用地の公図及び現況写真並びに土地の登記事項全部証明書
- (8) 固定資産税及び都市計画税の納税通知書その他事業開始前の開発区域に属す

る用地の地番並びに当該用地の開発事業に着手する前の固定資産税及び都市計画税の額が分かる書類

(9) 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）

(10) 事業収支計画書（支援対象事業の収入及び支出に係る資金計画を明らかにした書類をいう。）

(11) 直近3期分の決算書の写し

(12) 誓約書

(13) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請において、2以上の事業者（以下「共同事業者」という。）が一体として支援対象事業を行う場合は、当該共同事業者を一の事業者とみなすことができる。この場合において、当該申請は、当該共同事業者を代表する事業者が行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、産業用地開発支援事業に指定し、申請者に対し、大分市産業用地開発支援事業指定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

5 市長は、産業用地開発支援事業の指定に関する審査を行う場合には、あらかじめ大分市産業用地開発支援事業指定等審査委員会設置要綱（令和4年10月18日施行）第1条の規定により設置する大分市産業用地開発支援事業指定等審査委員会

(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(協定書の締結)

第6条 前条第4項の規定による指定を受けた支援対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、同項の規定による通知を受けたときは、速やかに本市と次に掲げる事項について協議を行い、その内容につき協定を締結するものとする。

- (1) 産業用地開発支援事業の工程に関する事項
- (2) この要綱の遵守に関する事項
- (3) 開発工事における災害の防止、環境の保全等に関する事項
- (4) 誘致企業に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(開発工事の着工)

第7条 指定事業者は、前条の協定書の締結後、速やかに開発工事に着工するものとする。

(指定支援事業の変更)

第8条 指定事業者は、産業用地開発支援事業として指定を受けた事業（以下「指定支援事業」という。）の内容を変更しようとするときは、大分市産業用地開発支援事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査し、
適当であると認めるときは、これを承認し、指定事業者に対し、大分市産業用地開

発支援事業変更承認通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、指定支援事業の内容の変更に関する審査を行う場合には、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

（取りやめ）

第9条 指定事業者は、指定支援事業を取りやめるときは、大分市産業用地開発支援事業指定支援事業取りやめ届出書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（指定事業者の報告等）

第10条 指定事業者は、指定支援事業が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告を求めたときは、必要に応じて指定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

（指定支援事業の完了）

第11条 指定事業者は、指定支援事業が完了したときは、速やかに大分市産業用地開発支援事業完了報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に当該指定支援事業に係る工事の完了公告証明の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（指定支援事業の指定の取消し）

第12条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、産業用地開発支援事業の指定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

- (2) 産業用地開発支援事業の指定に係る開発事業と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第4条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定支援事業の指定を取り消したときは、指定事業者に対し、大分市産業用地開発支援事業指定取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（産業用地開発支援事業奨励金の交付）

第13条 市長は、第11条の規定による報告を行った指定事業者（以下「完了事業者」という。）に対し、産業用地開発支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付することができる。

2 奨励金の額は、報告書を提出した日（以下「報告書提出日」という。）の属する年の翌年以降の1月1日を賦課期日として完了事業者に課税される年度分の固定資産税及び都市計画税（分譲地に係るものに限る。）（以下「固定資産税等」という。）の納付額から、開発区域に属する用地全体の第5条第2項の申請の日時点において課税されていた固定資産税等の1平方メートル当たりの金額に未分譲の分譲地の面積を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（以下「従前相当税額」という。）を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 奨励金の交付の対象となる固定資産税等は、第11条の規定による報告書提出日の属する年の翌年1月1日を賦課期日として課税される年度分の固定資産税等か

ら起算して5年度分とし、固定資産税等の納付が確認できた翌年度ごとに支払うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、分譲地が使用貸借、賃貸借その他の使用及び収益を目的とした権利を設定されて利用されるときは、奨励金は交付しない。

5 完了事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、固定資産税等の納付を完了した日の属する年度の翌年度ごとに、大分市産業用地開発支援事業奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(1) 奨励金の交付の対象となる固定資産税等の額及び分譲地の地番が確認できる書類

(2) 固定資産税等の納税証明書その他申請に係る固定資産税等の納付状況が確認できる書類

(3) 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

6 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奨励金の交付を決定するとともにその額を確定し、完了事業者に対し大分市産業用地開発支援事業奨励金交付決定通知書兼奨励金額確定通知書（様式第9号）により、通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

7 完了事業者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、大分市産業用地開発支援事業奨励金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

8 この要綱において特に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（インフラ整備負担金の交付）

第14条 市長は、完了事業者に対し、別表に掲げるインフラの整備に係る費用に対する負担金（以下「インフラ整備負担金」という。）を予算の範囲内で交付することができる。

2 インフラ整備負担金は、インフラの整備を完了した完了事業者が当該インフラの整備に要した費用の額と本市が自ら施工した際に想定されるインフラの整備費用相当額のいずれか低い額とする。ただし、産業用地の面積1ヘクタール当たりのインフラ整備負担金の額については2,500万円を上限とし、一の産業用地当たりの交付額については5億円を上限とする。

3 完了事業者は、インフラ整備負担金の交付を受けようとするときは、インフラの本市への管理引継ぎ及び帰属の手続の完了以後、大分市産業用地開発支援事業インフラ整備負担金交付申請書兼実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施設区分ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる書類

(2) 施設区分ごとの整備位置図、平面図、求積図等

- (3) 工事現況写真
- (4) 完成写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) 管理引継ぎ及び帰属の手続が完了したことが分かる書類
- (7) インフラに係る所有権移転登記が完了したことが分かる書類
- (8) 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、インフラ整備負担金の交付を決定するとともにその額を確定し、完了事業者に対し、大分市産業用地インフラ整備負担金交付決定通知書兼インフラ整備負担金額確定通知書（様式第12号）により、通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

5 完了事業者は、インフラ整備負担金の交付を請求しようとするときは、大分市産業用地開発支援事業インフラ整備負担金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、インフラ整備負担金の交付の決定に関する審査を行う場合には、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

（産業用地の用途変更の禁止）

第15条 この要綱による支援を受けた完了事業者は、報告書提出日の属する年度の

翌年度の初日から10年を経過するまでの間、当該指定支援事業に係る産業用地について、その用途を変更することはできないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(奨励金等の取消し等)

第16条 市長は、奨励金及びインフラ整備負担金（以下「奨励金等」と総称する。）

の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に奨励金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 奨励金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 奨励金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則（奨励金に限る。）又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により奨励金等の交付を受けたとき。

(インフラ整備負担金の返還に係る加算金及び延滞金)

第17条 前条の規定によりインフラ整備負担金の返還を求められた事業者は、その求めに係るインフラ整備負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該インフラ整備負担金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付

した金額が返還を求められたインフラ整備負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められたインフラ整備負担金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、インフラ整備負担金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市産業用地開発支援事業に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援対象事業について適用し、同日前の申請に係る支援対象事業については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

種 別	内 容
道路	産業用地及びその周辺の道路であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項及び第2項の規定に基づき、本市への管理引継ぎ及び帰属について協議が整ったもの
水道施設	産業用地及びその周辺に設置する水道法（昭和32年法律第177号）第5条第1項第6号の要件を満たす配水施設であって、都市計画法第32条第1項及び第2項の規定に準じて本市への管理引継ぎ及び帰属について協議が整ったもの
排水施設	産業用地及びその周辺の排水施設等であって、都市計画法第32条第1項及び第2項の規定に基づき、本市への管理引継ぎ及び帰属について協議が整ったもの

大分市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名 ⑩

大分市産業用地開発支援事業指定申請書

産業用地開発支援事業の指定を受けたいので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 内容

開発事業の名称	
開発事業区域	番地外 筆
開発事業面積	m ²
開発事業概算事業費 (インフラ整備費を含む。)	円 (うち、インフラ整備費 円)

2 添付書類

殿

大分市長



大分市産業用地開発支援事業指定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市産業用地開発支援事業の指定については、次のとおり指定することに決定したので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第5条第4項の規定により通知します。

1 指定する産業用地開発支援事業

開発事業の名称	
開発事業区域	番地外 筆
開発事業面積	m ²

2 指定の条件

大分市長 殿

指定事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

大分市産業用地開発支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた産業用地開発支援事業に係る事業について変更をしたいので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 内容

変更事項	
変更理由	

2 添付書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市産業用地開発支援事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった大分市産業用地開発支援事業に係る変更については、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第8条第2項の規定により、承認したので、同項の規定により通知します。

1. 指定決定年月日及び通知書番号

年 月 日
第 号

2. 指定の条件

年 月 日

大分市長 殿

指定事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

大分市産業用地開発支援事業指定支援事業取りやめ届出書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた産業用地開発支援事業については、次の理由により取りやめますので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第9条の規定により届け出ます。

取りやめの理由	
---------	--

年 月 日

大分市長 殿

指定事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

大分市産業用地開発支援事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた大分市産業用地開発支援事業については、その事業を完了したので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

1 指定支援事業の完了日

年 月 日

2 添付書類

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市産業用地開発支援事業指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で指定した産業用地開発支援事業については、次のとおり取り消したので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第12条第2項の規定により通知します。

取消しの理由

年 月 日

大分市長 殿

完了事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

大分市産業用地開発支援事業奨励金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた産業用地開発支援事業について、大分市産業用地開発支援事業奨励金の交付を受けたいので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第13条第5項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付年度区分 初年度・第2年度・第3年度・第4年度・第5年度

2 産業用地開発支援事業奨励金積算基礎

分譲地の地番	納付済みの 固定資産税等の額	従前相当税額	交付申請額
番地外 筆	円	円	円

3 添付書類

第 号
年 日

殿

大分市長



大分市産業用地開発支援事業奨励金交付決定通知書兼奨励金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市産業用地開発支援事業奨励金の交付については、次のとおり交付することに決定するとともに、その額を確定したので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第13条第6項の規定により通知します。

- 1 交付決定及び確定額 円
- 2 交付の条件

大分市産業用地開発支援事業奨励金交付請求書

大分市長 殿

完了事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市産業用地開発支援事業奨励金について、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第13条第7項の規定により、次のとおり請求します。

1 奨励金交付請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

年 月 日

大分市長 殿

完了事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

大分市産業用地開発支援事業インフラ整備負担金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた大分市産業用地開発支援事業について、大分市産業用地開発支援事業インフラ整備負担金の交付を受けたいので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第14条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 インフラ整備負担金積算の基礎

施設区分	道 路	水道施設	排水施設
整備区域 (施設の底地)	番地 外 筆	番地 外 筆	番地 外 筆
整備面積 (施設の底地)	m ²	m ²	m ²
整備事業費	円		

3 添付書類

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市産業用地インフラ整備負担金交付決定通知書兼
インフラ整備負担金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった産業用地インフラ整備負担金の交付については、次のとおり交付することを決定するとともに、その額を確定したので、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第14条第4項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

大分市産業用地開発支援事業インフラ整備負担金交付請求書

大分市長 殿

完了事業者 所在地
名称
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市産業用地インフラ整備負担金について、大分市産業用地開発支援事業に関する要綱第14条第5項の規定により、次のとおり請求します。

1 インフラ整備負担金交付請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)